

学校いじめ防止基本方針

— いじめのない学校づくり —

令和2年4月7日改訂
柏市立柏の葉小学校

1 定義・基本理念

(1) いじめの定義

児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と「一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 基本理念

この基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条（学校基本方針の策定）に基づいて策定するものである。

学校においては、この法の有無に関わらず、児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今までも行われてきたものであるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。

すなわち、学校においては、いじめ未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促し、「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認するとともに、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、素早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛けなければならない。

また、法の第9条にある通り、保護者は、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

※第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 組織

(1) 生徒指導部会

毎月1回の部会には、管理職及び生徒指導主任、各学年の代表者が参集し、各学年の気になる児童やいじめの状況についての情報交換をする。

年間計画、なかよしアンケート等の見直しや提案をする。

(2) 特別支援・就学指導委員会

特別支援コーディネーター及び教育相談担当が集約した特別な支援を要する児童についての情報を元に、年1回及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。また、状況に応じて特別支援教育サポート教員を活用する。

(3) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ基本方針」を元に職員研修を実施すると

ともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

(4) いじめ防止対策委員会

重大ないじめの状況が確認された（又は認知された）際、臨時的に設置され、解決までの中核的な役割を担う。

構成メンバーは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、特別活動主任、研究主任、道徳教育推進教員、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学校評議員（状況に応じて、学校医、弁護士、有識者）とする。

(5) 組織図

別紙1のとおり

3 未然防止

(1) 学級経営

学級担任の言動が、教室の雰囲気や子ども同士の関わり方に大きく影響を及ぼすものであることを強く認識する必要がある。状況によって、学級経営アドバイザーを派遣してもらい、授業者の支援等を行う。

(2) 学年経営

学年職員の共通理解と協力体制が不可欠である。教師集団の性別・年齢・経験年数等それぞれの良さを生かし、学年の職員全員が学年児童全員を導いていくという考え方が必要である。日頃から何でも相談できる風通しのよい職員集団でありたい。

(3) 道徳

生命尊重、規範意識、友情等について、道徳的実践力を身に付けることをねらいとする。「豊かな人間関係づくりプログラム」と連携、有効活用しながら実施する。

(4) 教科指導

学校経営方針の一つである「考える わかる できる つくる 使える 楽しむ 授業実践」により、児童に自己有用感を持たせ、いじめ未然防止に役立てる。

(5) ハッピーフレンズ活動（縦割り活動）

縦割り集団により、上級生がリーダーシップを発揮し、下級生への思いやりの心を育むという両面から有効であると考えられる。

(6) インターネットを介してのいじめへの対応

柏市少年補導センターと連携し、インターネットやSNSにおけるトラブルを未然に防ぐための講習を行う。

4 早期発見

(1) 教育相談週間

毎月実施している教育相談により情報を得るとともに、迅速かつ適切に解決するための入口とする。児童、保護者に対しては誠実に対応する。また、いじめ相談は、気軽に、勇気をもってするよう日頃から伝えておく。

教育相談日より等により、スクールカウンセラー活動日等を保護者に周知する。

(2) なかよしアンケート

毎学期実施しているアンケートにより、いじめの状況を把握する。いじめか否か

の判断は、冷静に行う。生徒指導主任、教育相談担当、管理職への連絡・相談・報告を徹底する。アンケートは学期に2回行い、学期に1回は面談を行う。

(3) 日常の観察

児童と一番長い時間接しているのは担任である。学校生活のあらゆる場面で児童を観察し、変化には迅速な対応ができるように心がける。また、必要に応じて、いつでも児童の相談に応じられるような心構えを持っておく。

5 早期対応

(1) 報告

いじめの情報が入った時には、一人で抱え込まず、学年主任→生徒指導主任→管理職への報告を欠かさず行う。第一報以後も適宜途中経過の報告をする。

(2) 聞き取り

聞き取りは、次の点に留意しながら、傾聴の姿勢を忘れずに、丁寧に聞く。

- ・ 該当児童が複数いる場合は、複数の教員が協力して行う。
- ・ 高学年の女子については、特に男性教員一人での聞き取りは避け、女性教員を入れて、部屋の扉を開ける等の配慮をする。
- ・ 児童の学年に応じて、実施場所や実施時間を考え、過度の負担を強くないように配慮する。
- ・ 客観的な事実を先入観なしで聞き取り、必ず記録する。
- ・ 聞き取りに際しては、被害者を「必ず守る」ことを事前に伝える。
- ・ 両者の聞き取り内容をつき合わせ、必要に応じて数回の聞き取りをする。

(3) 該当者間の調整

謝罪等の調整を行う。無理に謝罪を強要せず、当人同士が納得できることが大切である。いじめられた児童へは、必ず守り通すことを、いじめた児童へは、今後の励ましを込めて厳しさと愛情を含めて調整する。

(4) 保護者連絡

つながりのある教職員を中心に、即日関係児童（加害・被害とも）の家庭訪問や電話連絡を行い事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

(5) 原因究明

いじめが起きた背景、原因等を分析し、改善に役立てる。

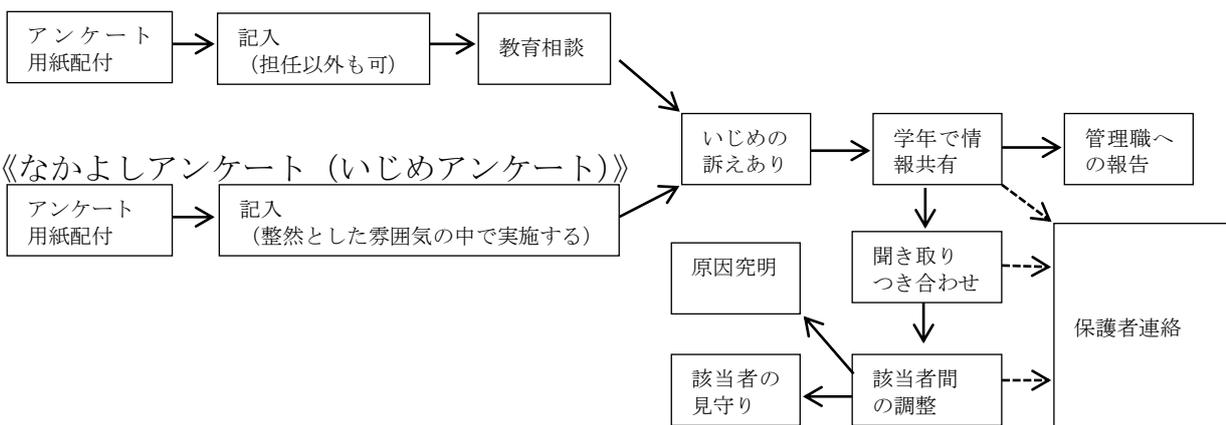
(6) 見守り

いじめが継続していないか、さらに見えない所で行われていないか等、見守りが必要である。また、適宜双方への言葉かけを当面続け、愛情をもって見守っていることを継続的に伝えていく。

必要に応じてスクールカウンセラーの活用を促す。

【いじめ発見から対応までの流れ】

《教育相談》



6. 関係機関等

(1) 教育委員会

毎学期行われている市教委の調査で報告。重大事態については、校長の判断により児童生徒課担当への連絡をするとともに、指導助言を受ける。

(2) 柏市少年補導センター

インターネット等先端情報技術に関わるいじめについては、補導センター等へ講師依頼する。

(3) 幼保こ小（中）

小学校入学前の子ども同士の関係や家庭環境等の情報を得て児童理解を深める。小学校での状況は中学校へ引継ぎ、卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう後押しする。

(4) 警察

重大事態発生時等、必要があれば躊躇せず警察に連絡し、応援を仰ぐ。連絡の判断は必ず校長による。

(5) スクールカウンセラー及び学習相談室

児童個々と直接的に接してくれるスクールカウンセラーや学習相談室の相談員からの情報提供を受ける。

7 保護者・地域

(1) 啓発

児童の規範意識やしつけ等、子どもの教育に対する第一義的責任は、保護者にあることを、学校だより等を通じて、継続的に周知していく。特にゲーム機等インターネットを通じてのいじめがあった場合の子どもの変化の特徴等について、学校だより等を通じて、保護者に協力依頼をする。

(2) 教育相談

教育相談日を毎月1週間設け、保護者からの相談や情報提供を受ける。

(3) 安全見守り

保護者が輪番で児童の登下校の安全見守り・指導に当たっている。児童に異変があった場合は学校に直ちに電話等で一報が入ったり、連絡票にて情報が入ったりする。

8 重大事態発生時

(1) 重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

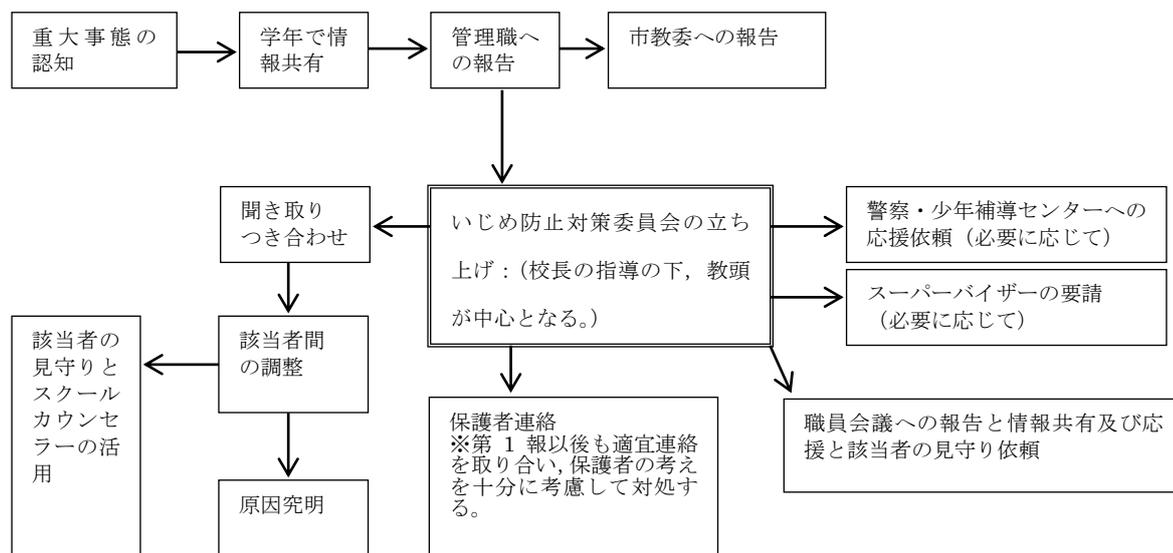
(2) 対処

- ①教育委員会児童生徒課に連絡する。（校長の判断による）

・いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行い、隠蔽等を行わないことは当然である。

- ②市教委と相談の上、いじめ防止対策委員会を立ち上げる
- ③スクールカウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣要請をする。
- ④事実確認のための調査を行い、必要に応じて関係機関と連絡をとる。
- ⑤上記結果を児童及び保護者に提供する。
- ⑥以後、誠意をもって解決にあたる。

【重大事態発生時の対応】



9 公表, 点検, 評価等

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」については、生徒指導部会、職員会議、学校評議員会議等により毎年度末に、改訂を視野に入れた点検、評価をした後、学校ホームページ上に公表するものとする。
- (2) また、学校評価を視野に入れた保護者アンケートの実施に際しては、学校のいじめ対策に関する項目により点検を行う。

10 年間活動計画

別紙2のとおり

組 織 図

